

株式等の決済期間短縮化（T+2化）実施日周辺における対応について

平成 30 年 5 月 28 日
株式等の決済期間の
短縮化に関する検討WG

株式等の決済期間短縮化（T+2化）（以下「T+2化」という。）については、その実施予定日を **2019年7月16日（火）（約定分）** に決定したところである¹。

T+2での初日約定日（7月16日（火））の取引に係る決済日となる7月18日（木）は、T+3での最終約定日（7月12日（金））の取引に係る決済日でもあることから、2日分の取引を決済することとなる（以下、この決済日を「ダブル決済日」という。）。仮にダブル決済日に不測の事態が起きた場合、市場に与える影響は非常に大きいものになることが想定される。

そこで、本WGでは、T+2化の円滑な制度移行を確保する観点から、T+2化実施日周辺における望ましい対応について、下記のとおり取りまとめた。

記

1. 株主確定事務の回避（T+2化実施日周辺におけるコーポレートアクションの回避）

T+2化実施日周辺においてコーポレートアクションに伴う株主確定に係る事務処理（口座管理機関による新株式数申告や総株主報告、総株主通知等）が必要となった場合、その処理とT+2化に伴う対応（システム移行やダブル決済日における2日分の決済処理）とが重複することとなる。

重複によるこれらの処理に係るリスクを可能な限り低減する観点から、発行会社等においては、T+2化実施日周辺においては、株主確定が必要となるようなコーポレートアクションを可能な限り避けることが望ましい。

2. 決済量の抑制（大規模なポートフォリオの入替え等の回避）

ダブル決済日には2日分の取引を決済する必要があり、通常を上回る処理負荷の発生が想定される。このような中において、例えば指数構成銘柄の見直し等に起因して、大規模なポートフォリオの入替え等が行われた場合には、処理負荷がさらに重くなることになる。

こうした処理負荷の増大を可能な限り低減する観点から、市場参加者においては、ダブル決済日が決済日となるような大規模なポートフォリオの入替えやその要因となる行為（指数構成銘柄の見直し等）は、可能な限り避けることが望ましい。

¹ <http://www.jsda.or.jp/shiraberu/minasama/20150313173226.html>

3. 決済の迅速化等

ダブル決済日には2日分の取引を決済する必要があり、通常以上に照合不一致、すくみ又は処理の集中といった事象が発生し、決済進捗が遅延することも想定される。

こうした決済進捗の遅延を可能な限り回避する観点から、ダブル決済日に決済を行う取引について、市場参加者においては、決済処理（照合や振替等）が迅速かつ確実に行われるように対応する（※）ことが望ましい。

（※）例えば、一般振替DVPにおける参加者基金任意預託額の事前積増し、決済促進送金の早期化、振替請求（非DVP）の集約化及び前日振替請求の活用といった対応が考えられる。

以 上